

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.15
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 大草康平
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア イーストタワー 3 階 三浦法律事務所
【報告義務発生日】	2025年6月26日
【提出日】	2025年7月3日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ウィザス
証券コード	9696
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（スタンダード市場）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	スイスアジア・フィナンシャル・サービスズ・ピーティーイー・エルティーディー (Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	9ラッフルズプレイス、#53-01/04、リパブリックプラザ、シンガポール (048619) (9 Raffles Place, Unit 53-01 Republic Plaza, Singapore 048619)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2004年8月30日
代表者氏名	ピンホワン・ワン (WANG PYING HUAN)
代表者役職	CEO
事業内容	投資運用業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア イーストタワー 3階 三浦法律事務所 弁護士 大草 康平
電話番号	03-6270-3500（代表）

（２）【保有目的】

建設的対話をもとに株主価値・企業価値向上を目指す純投資、及び状況に応じて経営陣へ助言、重要提案行為等を行う可能性がある。

但し、後記「（６）当該株券等に関する担保契約等重要な契約」のとおり、提出者は、2025年6月9日付で、株式会社NSSK-J1（以下「公開買付者」という）との間で応募契約（以下「本応募契約」という）を締結し、公開買付者が同月10日に開始する発行者の普通株式（以下「発行者株式」という）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」という）に際し、提出者が投資一任契約その他の契約に基づき、投資をするのに必要な権限を有する発行者株式の全て（以下「本株式」という）を一定の条件のもとに応募すること等について合意している。

（３）【重要提案行為等】

株主価値・企業価値の向上に向けた重要提案行為等を行う可能性がある。

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			1,806,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 1,806,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,806,500
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年6月26日現在）	V	10,140,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		17.82

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	17.82
----------------------------	-------

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、本応募契約において以下の内容で合意している。

１ 提出者は、公開買付け期間の満了日の前営業日までに、本株式の全てについて本公開買付けに応募するものとし、かつ、応募後当該応募を撤回せず当該応募の結果成立した本株式の買付けに係る契約を解除しない。

２ (i) 第三者により本株式を対象とする公開買付け又は公開買付け開始の予告（以下「本対抗公開買付け」という）（但し、発行者の非公開化を目的とし、買付予定数の上限を定めず、かつ、成立した場合に発行者の非公開化を確実に実現できるような買付予定数の下限を定めたものであることを要する）が開始若しくは公表され、又は(ii) 提出者若しくは発行者が、本対抗公開買付けに係る法的拘束力のある提案を第三者から受領した場合であって、提出者が本公開買付けに応募することが提出者がその投資家に対して負う受託者責任に違反する可能性があるとして提出者が合理的に判断した場合、本対抗公開買付けの公開買付価格又は当該提案に係る買付価格が普通株式1株につき3,237円（以下「本公開買付価格」という）を259円以上上回る場合には、提出者は、１に定める義務を履行しない旨を書面にて公開買付者に通知することにより、本対抗公開買付けの公開買付価格又は当該提案に係る買付価格が本公開買付価格を259円以上上回っている間に限り、本公開買付けに応募する義務を免れることができる。なお、既に提出者が本公開買付けに応募している場合においても、第1文に定める条件を満たす場合には提出者は当該応募を撤回することができる。

３ 提出者は、決済開始日までの間、本株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分を行わないものとし、発行者株式又は発行者株式に係る権利の取得を行わないものとする。

４ 提出者は、決済開始日までの間、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本契約で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し又はそのおそれのある一切の行為を行わないものとし、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（Ⅱ）（千円）	
借入金額計（Ⅹ）（千円）	
その他金額計（Ⅲ）（千円）	2,547,044
上記（Ⅲ）の内訳	顧客資金
取得資金合計（千円）（Ⅱ+Ⅹ+Ⅲ）	2,547,044

（注）処分した株式に係る取得資金は、処分前の1株あたりの取得価格（平均）を算出し、当該価格に売却した株券の数を乗じた額を差し引いている

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地